

屋久島町「結婚新生活支援事業」 結婚して新生活を始める新婚世帯を応援します。

(「地域少子化対策重点推進交付金」の財源を活用し予算の範囲内で補助を行います。)

新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る「住居費、引越し費用、リフォーム費用」を支援します。



令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届出を提出し、受理されている世帯で、以下の世帯の要件に該当する場合に補助を受けることができます。

概要		
対象となる新婚世帯は？	次の1～7の要件をすべて満たす世帯です。 1 ご夫婦ともに婚姻時に満 39 歳以下の世帯 2 ご夫婦の所得の合計が 500 万円未満の世帯 ※婚姻日時点で最新年度の所得証明書が基準となります。 ※貸与型奨学金を返済している場合は年間返済額を所得から控除します。 3 ご夫婦ともに、取得又は賃借した屋久島町内の住宅に現に居住する世帯 (住民登録していること。) 4 ご夫婦のいずれもが町税等を滞納していない世帯 5 ご夫婦のいずれもが暴力団員等でない世帯 6 ご夫婦のいずれもが過去にこの制度に基づく補助を受けていない世帯(他自治体での補助を含む。) 7 補助金交付決定の日から、夫婦共に5年以上本町に定住する意思がある世帯	
どんな費用が対象？	住居費	(1) 新居の購入費(建物の購入費に限る。) (2) 新居の家賃、敷金、礼金(保証金等これに類する費用を含む。)、共益費及び仲介手数料
	引越し費用	(3) 引越し業者又は運送業者へ支払った費用
	リフォーム費用	(4) 新たに購入した住宅又は賃借する住宅の増築又は改築に要する施工業者へ支払った費用
いくら補助を受けられるの？	(1)～(4)を合わせて1世帯当たり次の区分に応じ補助を行います。 ① ご夫婦ともに婚姻時に満29歳以下の世帯… <u>上限 60 万円</u> ② 上記①以外の世帯…………… <u>上限 30 万円</u> <u>※上記金額を一律交付するものではなく、対象となる費用の支払った金額に対し、上限を定め交付するものです。</u>	
支払い対象期間は？	<u>令和7年4月1日</u> ～令和8年3月31日	
申請期間は？	<u>令和7年4月1日</u> ～令和8年3月31日※ <u>予算がなくなり次第受付を終了します。</u>	

※ 上記記載概要のほか、項目ごとにその他の条件がございますので、詳しくは、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

〒891-4207

鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田 849 番地20

屋久島町役場 観光まちづくり課 地域振興係

T E L 0997-43-5900(内線 233 番)

MAIL ijyu@town.yakushima.kagoshima.jp

【HP 掲載箇所】

屋久島町公式ホームページ

トップ>町民の方へ>くらし>その他

>「結婚新生活支援事業」